

○品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(H27.1.30 R2.1.30改正)では、公共発注者に対し下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、**支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用**、中間前金払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図ることが定められている。

○関東管内の地方公共団体における中間前金払制度等の導入状況や前払金の支払限度額の設定状況において、中間前金払制度についてはほとんどの団体が導入済みである一方、**前払金の支払限度額を設定している団体がある**。

○このため、関東地方整備局では、**前払金の支払限度額の見直しの促進**に向けて取組を進めているところ。

前払金の支払限度額の見直しに関する通知等

○品確法改正に伴う「発注関係事務の運用に関する指針」(H27.1.30 R2.1.30改正)

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、**支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用**、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

○公共工事の円滑な施工確保について (R4.12.5 総務省・国土交通省局長から都道府県知事等あて)

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払(中間前金払を含む。以下同じ。)を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、**導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、(中略)前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。**

前金払とは

○資材購入や労働者の確保等、建設工事の着工資金の確保のため工事代金の一定割合(40%)を前払いするもの

前金払の効果

- 建設業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担を軽減、資金繰りを改善
- 労働者、下請企業等への早期の支払確保
- 工事の円滑・適正な施工を確保

前払金保証とは

公共工事を受注した建設企業が工事を続行できなくなった場合に、発注者が支出した前払金が損失とならないよう前払金保証事業会社が保証するもの

<前金払による工事資金の流れ(イメージ)>

